

報道関係者各位

令和3年9月30日（木）

【照会先】

山口労働局雇用環境・均等室
室長補佐 佐伯信治
企画主任 関根裕司
電話 (083) 995-0390

女性の活躍推進企業として あさひ製菓株式会社を認定(えるぼし認定)!! ～柳井市に本社等を置く企業の認定は初～



山口労働局(局長 むらい かんや 村井 完也)は、女性活躍推進法に基づく、優良な「女性の活躍推進企業」として

・ あさひ製菓株式会社 【柳井市】

を認定(3段階中の2段階)しましたので公表します。

この度の認定により、山口県内の「えるぼし認定」を受けた企業は13社となりました。

「えるぼし認定」とは

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況(評価項目は「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」)が優良である等の一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣(都道府県労働局長に権限を委任)が認定する制度です。

なお、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

〈添付資料〉

- 資料1 えるぼし認定企業の取組概要
- 資料2 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)制度について
- 資料3 『認定マークを取得しませんか?山口労働局からのお知らせ!』
(認定制度の紹介資料)

あさひ製菓株式会社

住所: 柳井市柳井 5275 番地

事業: 製造業

労働者数: 366 人(男性 66 人、女性 300 人)



えるぼし認定 第2段階

- 5つの評価項目のうち4つの認定基準を満たし、えるぼし(二つ星)に認定しました。
- 当該企業のえるぼし認定で山口県内の認定企業は13社になりました。
- 柳井市に本社等の所在地を置く企業の認定は今回がはじめてになります。
- 認定基準を満たした評価項目の実績

1 採用

【認定基準】

正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であるとともに、基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。

【実績】

正社員の女性労働者の割合 76.7% (産業平均値 20.6%)
基幹的雇用管理区分の女性労働者 65.5% (産業平均値 14.7%)

2 労働時間等の働き方

【認定基準】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること

【実績】

正職員：総合職 3.64 時間、一般職販売 2.72 時間、一般職製造 7.19 時間、一般職事務職 2.61 時間
一般職商品開発 3.43 時間、一般職配送 5.00 時間
非正規職員：販売 1.23 時間、製造 1.76 時間、事務 1.58 時間、配送 3.84 時間

3 管理職比率

【認定基準】

管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値以上であること

【実績】

管理職に占める女性の割合
32.0% (産業平均値：7.6%)

4 多様なキャリアコース

【認定基準】

直近の3事業年度に、以下について大企業は2項目以上の実績を有すること

	【実績】
A 女性の非正社員から正社員への転換	5人
B 女性のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換	0人
C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用	1人
D おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用	0人

■事業主の声

弊社はおかげさまで 2017 年に創立 100 年を迎えることができました。創業当時とは違い、現代は様々な生活様式や家族の形があります。また時代の流れと共に女性社員の働きやすさの条件も変わり、それに伴う新たな働き方が必要とされています。社員の約 8 割が女性である弊社にとっては、それらに対応することは必須であり、会社が存続するためには不可欠です。そのように自然な流れに沿って意識せずに労働環境を整えてきた結果このたびの「えるぼし」という形で認めていただき、大変ありがたく感じております。女性の活躍だけに限らず、誰も取り残されない働き方ができる企業を目指して今後も取り組んでまいります。

■女性管理職の声

創業 100 年以上の企業ですが、商品・サービス・働き方など時代に合わせて変化を続けています。従業員の約 8 割を女性が占め、様々な環境のスタッフがいますが、短時間正社員制度の充実・テレワークの推進・再雇用制度・店舗やブランドを超えたシフト管理などにより、多様な働き方が可能になり、それぞれの個性や環境に合わせて働きやすく活躍できる職場を実現しています。公私ともに大切にしながら、誰もが生き生きと過ごせる職場作りをこれからもスタッフ一丸となって推進していきたいです。

女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）制度について

えるぼし認定について

行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、**都道府県労働局への申請により**、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコースの5つの評価項目を満たす項目数に応じて取得できる認定段階が決まります。

えるぼし認定の段階

認定の段階の区分は、次の5つの評価項目のうち、

- 5つの基準全てを満たしている場合は、**3段階目**
- 3つ又は4つの基準を満たしている場合は、**2段階目**
- 1つ又は2つの基準を満たしている場合は、**1段階目**



上記はいずれも、

- ✓ 満たしている実績については、実績値を**女性の活躍推進企業データベースに毎年公表**することが必要。
- ✓ 満たさない基準についても、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について、**女性の活躍推進企業データベースに公表**するとともに、**2年以上連続してその実績が改善**していることが必要。
- ✓ なお、そのほか「関係法令に違反する重大な事実がないこと」などの基準もあります。

えるぼし認定の評価項目

【評価項目1：採用】 次の①または②を満たす

- ① 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること
- ② 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること
 - (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること
 - (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること

【評価項目2：継続就業】 次の①または②を満たす。

- ① 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る)
- ② 「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.8以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限る)

【評価項目3：労働時間等の働き方】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

【評価項目4：管理職比率】 次の①または②を満たす。

- ① 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること
- ② 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が0.8以上であること

【評価項目5：多様なキャリアコース】

直近の3事業年度に、以下について大企業については2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業については1項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正社員から正社員への転換(派遣労働者の雇入れ含む)
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

山口労働局管内の女性活躍推進法の取組状況

山口労働局雇用環境・均等室

1 認定企業一覧

令和3年8月現在

	企業名	認定の段階	所在地	認定年月
1	株式会社カワト T.P.C.	★★	岩国市	平成 29 年 12 月
2	株式会社丸久	★★★	防府市	平成 30 年 5 月
3	生活協同組合コープやまぐち	★★★	山口市	平成 30 年 5 月
4	医療法人治徳会	★★	周南市	平成 30 年 12 月
5	社会福祉法人朋愛会	★★	下関市	令和元年9月
6	株式会社周南スイミングクラブ	★★★	周南市	令和元年 11 月
7	社会福祉法人幸洋福祉会	★★	下松市	令和3年2月
8	有限会社仁成堂	★★	山口市	令和3年3月
9	医療法人協愛会	★★	山口市	令和3年4月
10	医療法人愛の会	★★	下関市	令和3年5月
11	フラワー・ブロス TMS 株式会社	★★	宇部市	令和3年5月
12	有限会社渡辺薬局	★★	岩国市	令和3年6月
13	あさひ製菓株式会社	★★	柳井市	令和3年8月

〈参考〉全国の認定企業数 1,384 社(令和3年6月末現在)

2 一般事業主行動計画策定届の届出状況

	山口県 (令和3年6月末現在)	全 国 (令和3年6月末現在)
合 計	347 社	26,048 社
常時雇用労働者 301 人以上規模	125 社	16,049 社
常時雇用労働者 300 人以下規模	222 社	9,999 社

※女性活躍推進法に基づき、労働者数301人以上の企業は、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行う義務があります。

また、女性活躍推進法の改正により、改正法施行後は労働者数101人以上の企業についても届出義務企業となります(施行日は令和4年4月1日の予定。)

認定マークを取得
しませんか？

山口労働局からのお知らせ！

くるみん・プラチナくるみん認定



「くるみん」認定とは・・・

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

「プラチナくるみん」認定とは・・・

くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業で、一定の基準を満たした企業を優良な「子育てサポート」企業として認定する制度です。

「くるみん・プラチナくるみん認定」を受けると・・・



認定マークを、商品、広告、求人広告、自社ホームページ、名刺などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。
その結果、**企業イメージの向上**、労働者のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、**優秀な労働者の採用・定着**が期待できます。



貴社の子育て支援をもっとPRして優秀な人材を確保しませんか？



山口労働局のくるみん認定のホームページはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/jokatsu_ryouritsu.html

詳しくは、**山口労働局 雇用環境・均等室**（TEL：083-995-0390）まで！

えるぼし・プラチナえるぼし認定

「えるぼし」認定とは・・・

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を「女性活躍推進企業」として認定する制度です。

認定は、**基準を満たす項目数に応じて3段階**あります。

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



「プラチナえるぼし」認定とは・・・

えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした企業を認定する制度です。

「えるぼし・プラチナえるぼし認定」を受けると・・・



認定マークを、商品、広告、求人広告、自社ホームページ、名刺などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。
その結果、**企業イメージの向上**、労働者のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、**優秀な労働者の採用・定着**が期待できます。



必見！

※自社の女性の活躍に関する情報公表や、行動計画の外部への公表のツールとしての「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォンでも閲覧できるようになりました。その結果、就活生や転職希望者が移動中や空いた時間に企業情報の収集ができますので、データベース上で自社をアピールすることで優秀な人材を獲得できるチャンスが増えることにもつながります。

スマートフォン版QRコード



女性の活躍推進、男女の働き方の見直しなどに取り組む企業を支援しています。

山口労働局のえるぼし認定のホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/jokatsu_ryouritsu.html

詳しくは、**山口労働局 雇用環境・均等室**（TEL：083-995-0390）まで！



若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。企業のイメージアップが図れ、労働局・ハローワークが認定した企業の情報発信を後押しするなど、人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



「ユースエール認定」を受けると…



認定マークは自社の商品、広告等に表示ができます。また、ハローワークで**重点的PRの実施**や、「ふるさと山口企業合同就職フェア」への優先案内等のメリットがあります。

貴社の「働きやすい環境」を若者にPRしてみませんか？

認定企業になるには、認定基準を満たす必要があります。詳しくは「**若者雇用促進総合サイト**」をご覧ください。

URL : <https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>



詳しくは、**山口労働局 職業安定部職業安定課**（TEL：083-995-0380）まで！

もにす認定

障害者の雇用の促進や安定に関する取組みなどの優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定します。「もにす認定企業」の認定を受けると、**企業の社会的認知度を高めることができる**とともに、地域での障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取組みが一層推進されることが期待できます。



「もにす認定」を受けると…



認定マークを自社の商品、広告等に表示でき、日本政策金融公庫による低利融資、公共調達における加点評価等のメリットがあります。

貴社の障害者の雇用の促進や安定に関する取組みを知ってもらいませんか？

認定企業になるには、認定基準を満たす必要があります。詳しくは、下記の「**厚生労働省ホームページ**」をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



詳しくは、**山口労働局 職業安定部職業対策課**（TEL：083-995-0383）まで！

山口県内の認定企業は、「**山口労働局ホームページ**」でご確認ください。

URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/riyousha/kigyuu.html>

